

朝来市私有林間伐委託業務
公募型プロポーザル実施要領



朝来市 産業振興部 農林振興課

朝来市私有林間伐委託業務プロポーザル実施要領

1 目的

森林経営管理法に基づき、これまで手入れが行き届いていない奥地等の森林を森林所有者の意向を確認し、経営管理の委託の申し出等により、経営管理権を市に設定することで、市が森林所有者に代わって間伐等の森林管理を実施するため、その業務を委託するに当たり、施業技術や実施体制など、最も優れた提案をできる者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

朝来市私有林間伐委託業務

(2) 委託業務内容

①経営管理権の設定に係る業務

②森林施業に係る業務

※詳細は**仕様書（別紙１）**に定めるとおり

(3) 委託業務期間

契約の日から令和 10 年 3 月 24 日まで

ただし、委託業務を継続することが適当でないと認めるときは、業務委託を取り消すことがある。

(4) 上限額

市は、毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費を委託料として支払うこととし、その限度額は下記のとおりとする。

(単位：千円)

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	合 計
50,000	50,000	50,000	150,000

※消費税を含む。

3 参加資格

当該プロポーザルに参加できる事業者は次の(1)から(2)のいずれかに該当する者で、参加資格要件の(ア)から(カ)までをすべて満たす者とする。

(1)民間林業事業者(※1)又は森林組合とし、当該業務に従事する者が 10 人以上確保できる者

(2)民間林業事業者(※1)又は森林組合で構成する共同事業体

- (※１)民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者で、「朝来市入札参加資格者」及び「育成経営体（※２）」の登録・認定を受けた者とする。
- (※２)育成経営体とは、兵庫県が定める育成経営体の選定事務処理要領第６の２の(２)の規定に基づく育成経営体の通知を受けた者とする。

<参加資格要件>

- (ア)市内に本社又は支店を有している者であること。
- (イ)民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (ウ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (エ)労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険とする。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険とする。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- (オ)朝来市指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (カ)その他市長が必要と認める事項

4 参加表明書の提出

- (１) 提出期限 **令和 7 年 9 月 8 日（月）午後 5 時まで**
- (２) 提出書類 **下記「※提出書類」のとおり**
- (３) 提出方法 持参又は郵送（期限当日までに必着）による。
- (４) 提出先 朝来市 産業振興部 農林振興課
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市役所 西館 2 階

※提出書類

本手続に参加を希望する者は、下記の書類を提出すること。

提出書類はすべて A 4 判とし、文字の大きさは 10 ポイント以上とすること。

提出書類	様式	留意事項
① 参加表明書	別紙 2-1 又は 別紙 2-2	共同事業体の場合、協定書を添付すること。 また、円滑な事業運営を確保するため、構成員の中から中心的役割を担う代表者を選定すること。
② 参加資格要件確認書	別紙 3	共同事業体の場合、すべての構成員分を提出すること。
③ 法人等概要書	別紙 4	
④ 履歴事項全部証明書	—	共同事業体の場合、すべての構成員分を提出すること。 林業関係団体の場合、規約等、存在を明らかにできるものを提出すること。

⑤ 労働保険料等納入証明書 及び社会保険料確認書	—	共同事業体の場合、すべての構成員分 を提出すること。
⑥ 朝来市税の滞納がない証明書	—	

5 質疑受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は**質疑書（別紙5）**を提出すること。

- (1) 提出期限 **令和7年9月8日（月）午後5時まで**
- (2) 提出方法 質疑書を電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 回答方法 提出された質疑は、参加表明書の提出のあった全員に電子メールで回答する。
- (4) 提出先 朝来市 産業振興部 農林振興課
E-mail: nourin@city.asago.lg.jp FAX: (079)672-3220

6 提案書等の提出

- (1) 提出期限 **令和7年9月10日（水）午後5時まで**
- (2) 提出書類 **技術・施業提案書（別紙6）**のとおり
- (3) 提出部数 各3部（正本1部・副本2部）及びPDFデータ
- (4) 提出方法 持参又は郵送（期限当日までに必着）による。
PDFデータについては、持参 または 電子メールによる。
- (5) 提出先 朝来市 産業振興部 農林振興課
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市役所 西館 2 階

7 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに**辞退届（別紙7）**を担当課まで持参又は郵送必着すること。

8 受託候補者の選定

(1) プレゼンテーション

- ① 実施日時 **令和7年9月18日（木）午前**
- ② 実施場所 **朝来市役所 西館2階 201会議室**
- ③ 実施時間

ア 時間は別途決定し、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。）

④ その他

ア 下記12「失格条項等」に該当する事業者は失格とし、プレゼンテーション審査を実施しない。

イ プレゼンテーションに出席することができる者は3名以内とし、配置予定の担当者は必ず出席すること。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

エ プレゼンテーションは提出された資料をもとに行い、追加提案の説明や資料の配布は認めない。

オ プレゼンテーションは、プロジェクター等の使用は可とする。プロジェクター、ス

クリーン、パソコンは朝来市が準備する。但し、持ち込みは可とする。

(2) 選定方法等

- ① 受託候補者の選定は、朝来市プロポーザル審査委員会条例（令和3年朝来市条例第18号）に基づき設置された審査委員会が受託候補者を選定する。
- ② 審査委員会は、技術・施業提案書（別紙6）等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、評価点が最高点の者を受託候補者として選定する。
ただし、最高得点の者が複数ある場合は、「朝来市私有林間伐委託業務プロポーザル評価基準（別紙8）」にある「実施体制」及び「実施計画」の合計得点が高い提案者を上位とする。
- ③ 参加事業者が1社のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションによる審査のうえ、妥当であると判断された場合は受託候補者として決定する。
- ④ 得点が7割に満たない場合は失格とする。

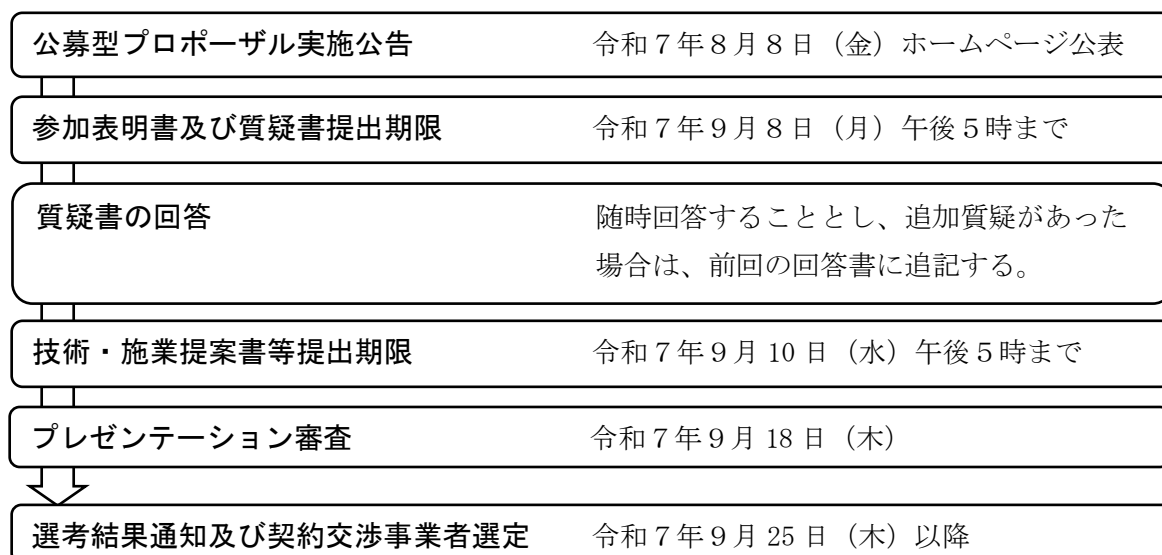
(3) 審査基準及び配点

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書及び見積書、企画提案に係るプレゼンテーションを「朝来市私有林間伐委託業務プロポーザル評価基準」（別紙8）に基づき審査する。

9 契約の締結

- (1) 上記9（2）により本委託業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は朝来市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 受託候補者として選定された日から7日以内に契約書を作成すること。
- (3) 受託者は契約締結と同時に履行保証に係る手続きを行うこと。

10 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール



11 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公正性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、朝来市情報公開条例（平成17年朝来市条例第9号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

13 提出及び問い合わせ先

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 西館2階

朝来市 産業振興部 農林振興課 担当：足立 篤司

電話番号：(079)672-2774 FAX：(079)672-3220

E-mail: nourin@city.asago.lg.jp